

〔別 紙〕
様式 1事業報告書
(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 諸岡整形外科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市三芳町2番20号
- (3) 設立認可年月日 平成 年 月 日
- (4) 設立登記年月日 平成 年 月 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	諸 岡 聡	諸岡整形外科医院管理者
理 事	諸 岡 久 夫	
同	諸 岡 千 鶴 子	
同	諸 岡 美 智 子	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療 機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	諸岡整形外科 医院	0165660	長崎県長崎市三芳町2番20号	一 般 病 床 0 床 療 養 病 床 0 床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
なし		

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年10月26日 令和5年度決算の決定及び役員給与の改定

様式 3 - 3

法人名 医療法人 諸岡整形外科医院
所在地 長崎市三芳町 2 番 2 0 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 7 年 8 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	67,866	I 流 動 負 債	1,591
II 固 定 資 産	42,869	II 固 定 負 債	26,825
1 有 形 固 定 資 産	22,253	負 債 合 計	28,416
2 無 形 固 定 資 産	1,551	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	19,065	科 目	金 額
		I 資 本 剰 余 金	0
		II 利 益 剰 余 金	73,319
		1 代 替 基 金	0
		2 その他利益剰余金	73,319
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		IV 基 金	9,000
		純 資 産 合 計	82,319
資 産 合 計	110,735	負 債 ・ 純 資 産 合 計	110,735

様式 4 - 2

法人名 医療法人 諸岡整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市三芳町 2 番 2 0 号

損 益 計 算 書

(自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	90,978
2 事業費用	85,543
本来業務事業利益	5,435
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	170
2 事業費用	3,052
附帯業務事業利益	△ 2,882
事業利益	2,553
II 事業外収益	
III 事業外費用	
経常利益	2,553
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	2,553
法人税等	445
当期純利益	2,108

様式 2

法人名 医療法人 諸岡整形外科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市三芳町 2 番 2 0 号

財 産 目 録

(令和 7 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	110,735 千円
2. 負 債 額	28,416 千円
3. 純 資 産 額	82,319 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	67,866
B 固 定 資 産	42,869
C 資 産 合 計 (A + B)	110,735
D 負 債 合 計	28,416
E 純 資 産 (C - D)	82,319

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 諸岡整形外科医院

理事長 諸岡 聡 殿

私は、医療法人 諸岡整形外科医院の令和6年会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月30日

医療法人 諸岡整形外科医院

監事 諸岡 壽夫